

各連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

区連会 4 月 定例会 資料
令和 7 年 4 月 18 日
旭 区 役 所

旭区総務課長

「緊急時情報伝達システム」の登録について（御依頼）

本システムにつきましては、令和 2 年度から自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしております。今年度も同様の運用をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）緊急時情報伝達システムとは

避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステムです。

また、双方向機能を活用し、受信者側からの回答を集約することも可能となります。

1 登録者数

174 件（令和 7 年 4 月 1 日時点）

2 令和 7 年度の運用について

緊急時の情報伝達手段を多様化し、必要な情報を速やかに発信していく手段として、令和 6 年度同様に本システムを運用していきます。

（1）発信内容について

避難指示等及び送受信訓練のほか、次の内容を発信いたします。

- ア 風水害時の避難指示等
- イ 防災関連情報（台風の接近情報など）
- ウ 送受信試験
- エ その他緊急に伝達が必要なもの

（2）登録対象について

次の方々への登録をお願いしています。

- ア 連合自治会町内会会長
- イ 自治会町内会長
- ウ 川井地区に在住で希望する方

緊急情報等を発信させていただくため、連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様には、ぜひ登録の御協力をお願いいたします。

（3）登録方法について

別紙「登録用紙」にて、5 月 30 日（金）までにメール、郵送、FAX、持参いずれかの方法でご報告をお願いします。

また、以下の電子申請システムからも登録は可能です。

※すでに登録していただいている方の提出は不要です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.lg.jp

緊急時情報伝達システム登録申請書

令和 7 年 月 日

旭 区 長

私は、旭区が運用する「緊急時情報伝達システム」の趣旨を理解し、次のとおり電話番号等のデータ登録を申請します。

団 体 名	
登 録 者 役 職	
氏 名	
登録電話番号	— —

【登録時の条件】※ 希望する場合には、□内にレ点をお願いします。

☐ 居住地域に該当しない緊急情報も送信してほしい。

■お知らせ

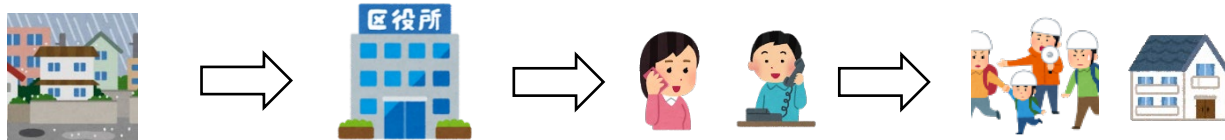
- 登録データの変更又は削除を希望する場合には、区役所総務課まで連絡をお願いします。
- 登録する個人情報は、本システム以外の用途に使用しません。
- 登録者が団体代表者を退任したことを確認した場合、区役所が登録を抹消します。
- 登録者へ年度内に 1 回以上の送受信試験を実施します。
試験音声の最後にボタン操作をしていただくことで、応答を確認させていただきます。
- 令和 7 年 5 月 30 日（金）までに提出をお願いいたします。

整理番号：

令和7年度 緊急時情報伝達システムの運用について

1 運用イメージ（風水害時）

- ①台風や大雨により、避難指示が発令！ ②区役所から登録者に情報発信 ③登録した電話で情報を受信・回答 ④自宅2階への在宅避難など、情報に応じた行動を行う



【発信される内容例（試験の場合）】

「訓練、訓練、こちらは、旭区役所です。」

●●川が、避難判断水位を超えました。氾濫する恐れがあります。そのため、避難所を開設しました。
（中略）

現在の状況を、次の内容から選択してください。

避難所に避難される方は「1」を、家の中の高いところに避難される方は「2」を、避難する必要がないと判断された方は「3」を選択してください。

訓練、訓練、以上をもちまして、旭区役所からの緊急情報の伝達と、受信されました皆様の状況確認試験を終わります。御協力ありがとうございます。」

2 システムを使用し発信する内容

- (1) 風水害時の避難指示等
- (2) 防災関連情報（台風の接近情報など）
- (3) 送受信試験
- (4) その他緊急に伝達が必要なもの

3 受信時に皆様が行う操作

発信は、050-3188-8830の番号から行われます。必要に応じ、電話帳等に登録をお願いいたします。

上記「発信される内容例」のように、必要な情報が流れます。現在の状況等を確認させていただくことがありますので、**メッセージは必ず最後までご確認ください。**

なお、電話に出ることができなかつたり、メッセージを再度聞きたい場合は、リダイヤルしていただくと、同じ内容を確認することができます。

4 登録について

- (1) 御登録いただく方
連合自治会町内会長の皆様、自治会町内会長の皆様

- (2) 登録方法

申請書を郵送、メール、FAX、持参いずれかの方法で総務課へ御提出をお願いいたします。

また、電子申請システムでの登録も可能です。

登録いただく番号は、固定電話でも携帯電話でも可能です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問い合わせ先】

- 登録及び防災に関する発信について
担当：総務課庶務係

TEL : 954-6007 FAX : 951-3401

E-mail : as-anzen@city.yokohama.lg.jp

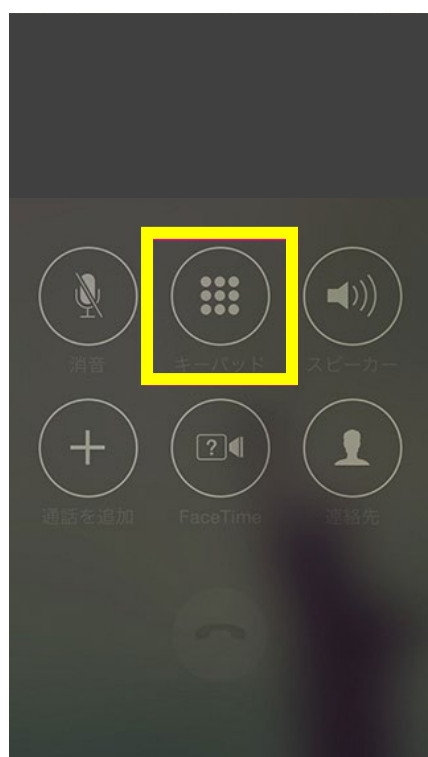
【参考】スマートフォンでキーパッドを表示する方法について

機種によって異なりますが、通話中の画面に「キーパッド」の表示をタッチすると、ボタンが表示されます。

緊急時情報伝達システムで、ボタン操作を求められた場合は、こちらを参照し応答をお願いします。

機種により、画面下部に表示される場合もあります。

通話画面



キーパッド

